

2016年5月30日

IAF加盟認定機関から認定を受けているMS認証機関の CEAR承認リフレッシュコース受講に関する暫定処置の件

一般社団法人産業環境管理協会
環境マネジメントシステム審査員評価登録センター
所長 高戸 満

2012年12月16日から適用として通知した「環境マネジメントシステム審査員資格基準(AE1100)におけるCEAR承認のリフレッシュコース受講と同等に扱う暫定処置」に加え、「環境マネジメントシステム審査員 JIS Q 14001 (ISO 14001) 改訂に伴う 2015年版移行に関する処置の件(H27EA012、2015年8月21日)」2.1項記載の別途定める要求事項を満たした研修について、下記処置を適用する。

記

1. 処置内容

IAF加盟認定機関から認定を受けているマネジメントシステム認証機関が実施する次の要件を満たした研修の受講を、「移行対応CEAR承認リフレッシュコース」受講に相当するものと認める。

ただし、この研修受講をCPD実績として使う際のCPD時間については、受講の実時間のみに有効とする。(なお、講師を務めた時間については、受講した時間と同等と認める)

- ・環境関連法に関わる事項が1時間以上
- ・下記内容を含む JIS Q 14001 (ISO 14001) : 2015年版改訂に関わる事項が3時間以上
戦略的な環境管理、リーダーシップ、環境保護、環境パフォーマンス、
ライフサイクル、コミュニケーション、文書類
- ・休憩時間を除いた合計が7時間以上の研修であること

2. 申請方法

CEAR所定の「(2015年版移行対応)研修修了証明書(ADF1204)3版」を使用し、責任者署名欄にはマネジメントシステム認証機関の責任者(審査部門長等)からの署名(直筆)又は記名(ワープロ可)押印をもらうこと。

3. 適用期間

2017年12月15日まで

以上